47	脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化ビニル、一・二―ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、臭化メチル、一・一・一―トリクロルエタン及び一・二―ジクロルエチレン（二塩化アセチレン）を除く。）
48・49	（略）
50	クロロホルム
51	四塩化炭素
52	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）
53	一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）
54	（略）
55	テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）
56	トリクロロエチレン
57	臭化メチル
58・59	（略）
60	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。）
61～80	（略）
（削る）	
81	（略）
82	溶接ヒューム
83	有機溶剤（82までに掲げる有機溶剤を除く。）

32	脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化ビニル、一・二―ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレンを除く。）
33・34	（略）
35	クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）及び一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）
（新設）	
（新設）	
36	（略）
37	テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン
（新設）	
（新設）	
38・39	（略）
40	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。別表第二の二第二号27において同じ。）
41～60	（略）
61	オルト―トルイジン
62	（略）
（新設）	
63	有機溶剤（62までに掲げる有機溶剤を除く。）

84	酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質（エチレンオキシドを除く。）
85	エチレンオキシド
86	（略）
二～十二	（略）

別表第二の二　特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条、第二十五条関係）

記録書	保存期間
（略）	（略）
二　特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	（略）
1～8　（略）	
9　オルト―トルイジン	
10～27　（略）	
28　ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。）	
29～31　（略）	
（削る）	
32～42　（略）	
（削る）	
43　（略）	
44　エチレンオキシド	
45・46　（略）	
（略）	（略）

64	酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐しよく性物質
（新設）	
65	（略）
二～十二	（略）

別表第二の二　特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条、第二十五条関係）

記録書	保存期間
（略）	（略）
二　特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	（略）
1～8　（略）	
（新設）	
9～26　（略）	
27　ニッケル化合物	
28～30　（略）	
31　エチレンオキシド	
32～42　（略）	
43　オルト―トルイジン	
44　（略）	
（新設）	
45・46　（略）	
（略）	（略）

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。